

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【産業経済局農林水産部水産課】2
- 徴収事務の委託【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】3
- 利用料金の額の承認【環境局総務政策部環境学習課】4
- 徴収事務及び収納事務の委託【都市ブランド創造局総務文化部長崎街道木屋瀬宿記念館】7
- 収納事務の委託【保健福祉局長寿推進部保険年金課】8

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】9
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部地域医療課】10
- 特定調達契約の相手方の決定【消防局総務部総務課】13

北九州市告示第169号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月9日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市筑前海区海面 利用適正化協議会	北九州市若松区大字小 竹3008番地の7	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第170号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市折尾まちづくり記念館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月9日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市折尾まちづくり推進チーム共同事業体 代表者 学校法人 福原学園 理事長 福原公子	北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第171号

北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）第5条第3項の規定により、北九州市環境ミュージアムの利用料金の額を承認したので、北九州市環境ミュージアム条例施行規則（平成14年北九州市規則第33号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

北九州市長 武内和久

区分		金額		備考	適用期間
施設	展示室観覧料	0円			令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	多目的ホール	全部を利用する場合	1時間又はその端数ごとに1,810円	営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。	
		2分の1を使用する場合	1時間又はその端数ごとに900円		
	実習室	1時間又はその端数ごとに730円			
	ドームシアター	1時間又はその端数ごとに1,380円			
設備	映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに4,500円		
		携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円		
		スクリーン（大）	1枚につき1時間又はその端数ごとに600円		
		スクリーン（小）	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円		
		資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに1,120円		
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円		

音響設備	DVDプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円		
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに190円		
	マイクロホンスタンド（床置型）	1本につき1時間又はその端数ごとに70円		
	マイクロホンスタンド（卓上型）	1本につき1時間又はその端数ごとに40円		
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに750円		
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに750円		
体験型環境学習事業	一般	1	500円	1 市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として教員の引率の下に利用するときは、利用料金（当該
	高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員	1人 1回	250円	

教員に係る利用料金を含む。)を徴収しない。

2 体験型環境学習事業とは、ミュージアムの施設及び設備を利用した体験活動を通じ、環境の保全に関する市民の理解を深めるための講習を行う事業をいう。

北九州市告示第172号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年4月9日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館運営協議会 理事長 山田 靖	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目16番26号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第 173 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、国民健康保険料の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江 一丁目 58 番地	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 2 3 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 6 年度介護認定事務処理システム運用保守作業 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課認定審査係
北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 3 月 2 7 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 1 6 号
- 5 契約金額
3, 8 1 6 万 4, 5 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第238号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月9日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 北九州市病院事業財務会計システム 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで（契約締結の日から令和7年3月31日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は同年4月1日から令和12年3月31日までの60箇月とする。）
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市保健福祉局健康医療部地域医療課
 - イ 期間 公告の日から令和6年4月22日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び

午後 1 時から午後 4 時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市保健福祉局健康医療部地域医療課に、請求者氏名、住所（法人の場合は、法人名及び担当者名）及び電話番号を記載した電子メールで請求するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

請求先メールアドレス ho-iryuu@city.kitakyushu.lg.jp

電話 093-582-2678

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

- (4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込書を提出しなければならない。

イ 入札参加申込書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年4月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年4月22日午後4時までに必着

4 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

- (2) 日時 令和6年4月24日午後2時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部地域医療課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2678

北九州市公告第240号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月9日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和6年度消防通信指令システム保守業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市消防局総務部総務課
北九州市小倉北区大手町3番9号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年3月21日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社 九州支社
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 契約金額
1億5,122万1,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため。